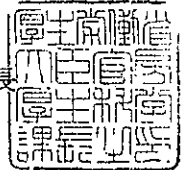


平成26年3月31日  
科発0331第5号

各研究機関の長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長



研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の  
運用について（通知）

1. 趣旨

公的研究費の適正な使用を図ることは、健全な科学技術の発展はもとより、研究活動を支える国民の信頼を確保する上でも重要です。

このため公的研究費の不正使用については関係府省等において様々な防止策が講じられてきましたが、依然として不正な事案が発生しています。

このような状況を踏まえ、文部科学省においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を平成26年2月18日に改正した上、新たなガイドラインについて、研究機関に対し、平成26年度中に、順次所要の取組を行うことを求めています。

一方、公的研究費については、その配分元にかかわらず、配分先の機関において適正な管理が行われるべきものであることから、厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費（補助金及び委託費のいずれをも含む。）及び独立行政法人医薬基盤研究所が所管する先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業（以下「厚生労働科学研究費等」という。）について、別添1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成26年3月31日付科発0331第3号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）のとおり、ガイドラインを準用することとしました。

各研究機関においては、別添1に沿った所要の取組を行うとともに、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

2. その他

厚生労働科学研究費等にガイドラインを準用することに伴い、「厚生労働科学研究費補

助金における事務委任について」(平成13年7月5日付厚科第332号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「事務委任規程」という。)については、別添2のとおり改正し、ガイドラインと重複する規定(改正前の事務委任規程における4の(2)、(12)及び(13)、5、並びに別添1)を削除しましたので、あわせてお知らせします。

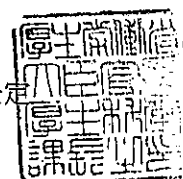
ただし、平成25年度以前の厚生労働科学研究費補助金については、なお従前の例によることとします。このため、平成25年度に実施した厚生労働科学研究費補助金に係る経費管理・監査等の実施状況については、改正前の事務委任規程の5に基づき、厚生労働省大臣官房厚生科学課に対し、平成26年12月10日までに報告してください。

平成26年3月31日

科発0331第3号

## 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について

厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定



## 1 趣旨

公的研究費の適正な使用を図ることは、健全な科学技術の発展はもとより、研究活動を支える国民の信頼を確保する上でも重要である。

文部科学省においては、同省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を定めている。

一方、公的研究費については、その配分元にかかわらず、配分先の機関において適正な管理が行われるべきものであることから、厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費（補助金及び委託費のいずれをも含む。）及び独立行政法人医薬基盤研究所が所管する先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業（以下「厚生労働科学研究費等」という。）について、ガイドラインを準用することとする。

## 2 厚生労働科学研究費等への準用について

ガイドラインを厚生労働科学研究費等に準用するに当たっては、次のとおり取り扱う。

- (1) 「競争的資金等」とは、厚生労働科学研究費等をいう。
- (2) 「機関」とは、厚生労働科学研究費等の配分を受ける全ての機関（厚生労働科学研究費等が研究者に対して配分される場合においては、当該研究者が所属する機関。）をいう。
- (3) 「配分機関」とは、機関に対して厚生労働科学研究費等を配分する機関をいう。
- (4) 「管理条件」とは、厚生労働省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件をいう。
- (5) 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会）は、「研究活動

の不正行為への対応に関する指針について」(平成19年4月19日付科発第0419003号厚生科学課長・医政病発第0419001号国立病院課長決定)と読み替える。

(6) ガイドライン第7節及び第8節における「文部科学省」は、「厚生労働省」と読み替える。

(7) ガイドライン第7節及び第8節に規定する間接経費措置額の削減割合は、それぞれ文部科学省が別に定める基準を準用する。

### 3 厚生労働省への報告について

機関は、ガイドライン第7節(2)Iに基づき、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、毎年度、書面による報告を厚生労働省に提出すること。

なお、報告の具体的な方法、時期等については、各年度の厚生労働科学研究費等の公募要項等において示すこととする。

### 4 適用

ガイドライン第1節ないし第6節については、機関において、平成26年度中に、順次、各節に係る取組を行うこと。

また、第7節及び第8節については、平成26年度当初予算以降(継続も含む。)における厚生労働科学研究費等を対象とし、厚生労働省及び配分機関において、両節に係る措置等を行うこととする。

厚生労働科学研究費補助金における事務委任について  
(平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定)

(平成14年6月20日 一部改正)  
(平成20年2月27日 一部改正)  
(平成21年3月31日 一部改正)  
(平成22年3月31日 一部改正)  
(平成23年3月31日 一部改正)  
(平成24年4月6日 一部改正)  
(平成26年3月31日 一部改正)

## 1 趣 旨

厚生労働科学研究費補助金については、直接経費（厚生科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）第4条第1項第1号に定める直接研究に必要な経費をいう。）の管理及び経理の事務に係る研究代表者及び研究代表者から経費の配分を受けた研究分担者（以下「研究者」という。）の負担の軽減を図るとともに、補助金の経理の透明化や早期執行を図る観点から、これらの事務を研究者の所属機関の長に必ず委任し、当該機関の経理担当者等に事務を行わせることを確保する。

## 2 定 義

事務委任とは、研究に係る直接経費の管理及び経理の事務について、研究者から委任を受けた研究者の所属機関の長の責のもと、その機関において、当該事務を行うことをいう。

## 3 事務委任の基本的な取扱い

- (1) 研究者の所属機関の長は、研究者から事務委任について申出がなされた場合、事務内容等を確認した上で、承諾する旨を研究者に通知すること。

- (2) 研究者の所属機関の長は、自らの責において直接経費を管理するとともに適正に執行すること。また、交付申請書等の内容について、適正かどうか確認すること。
- (3) 直接経費の経理に関する証拠書類は、研究代表者の所属機関の長が保存すること。
- (4) 研究者から事務委任を受けた所属機関の長が行うべき事務について、厚生労働省又は研究費配分機関（以下「厚生労働省等」という。）から指導・助言等がなされた際には、適切な改善措置等をとること。
- (5) 研究代表者の所属機関の組織上等の問題から4に記載する事務を適切に行うことが困難な場合は、その事務を外部の者に委任できるものとする。なお、研究分担者の所属機関で同様の理由から事務を行うことが困難な場合は、直接経費を研究代表者へ計上するなど、その配分を受けることができないものとする。

#### 4 事務委任を受けた機関の長が行うべき事務の内容

直接経費の管理及び適正な執行のための事務を、以下の各項に従い行うこと。

##### (1) 使用の開始

研究者が、交付された直接経費の使用を速やかに開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。

（基準額通知の日付（通知の日付が前年度中であれば、当該事業年度の初日）をもって研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。）

##### (2) 支出の期限

補助事業に係る物品の納品、役務の提供等について、当該事業年度内に終了すること。また、これらに係る支出についても、当該事業年度内に終了すること。ただし、物品の納品、役務の提供等に関する支出に係る請求が翌年度4月以降に行われるものを除く。

### (3) 費目別の収支管理

直接経費の収支管理は、「収支簿（総括表・費目別）」を用いて費目毎に行うこと。

なお、(7) ①アに該当する場合には、あらかじめ経費変更申請書を厚生労働大臣又は研究費配分機関の長（以下「厚生労働大臣等」という。）に提出し、その承認を受けなければならないため、直接経費の各費目の使用状況（研究費の配分を受けた研究分担者の使用状況を含む。）を常に把握すること。

また、上記について、研究者に対して十分周知すること。

### (4) 使用の制限

直接経費は、厚生労働科学研究費補助金取扱細則（平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定）4（1）から（5）に掲げる経費を費用として使用しないこと。

### (5) 経費の混同使用の禁止

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に本補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物の発注をしたり、役務の提供を受けたりしないこと。

### (6) 交付申請に係る手続き

- ① 交付申請書の記載内容の確認を行うこと。
- ② 交付申請書の取りまとめ及び指定された提出期限までの厚生労働大臣等への提出を行うこと。

### (7) 変更申請等に係る手続き

#### ① 経費の変更

交付決定の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ経費変更申請書を厚生労働大臣等に提出し、その承認等を受けなければならないこと。なお、経費の配分の変更（直接経費と間接経費の間での配分額の変更）はしてはならないこと。

ア. 直接経費の費目のうち大項目（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの大項目）の配分額

が直接経費の総額の50%（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は300万円）以上増減する場合。  
イ. 特別の事由により、交付決定額の変更（増額、減額）をせざるを得ない場合。

② 事業の変更

交付決定の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合は、あらかじめ事業変更申請書を厚生労働大臣等に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア. 研究の実施計画の変更（研究の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）

イ. 研究終了予定期日の変更

ウ. 研究代表者の変更

海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上研究が行えなくなる場合

③ 研究の中止又は廃止

研究を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめその中止又は廃止の理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した研究の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣等に提出し、その承認を受けなければならないこと。

④ 変更の届け出

交付決定の内容のうち、次の事項を変更しようとする場合（又は変更した場合）は、その旨を厚生労働大臣等に届け出ること。

ア. 研究分担者を変更しようとする場合

あらかじめその旨を届け出ること。

イ. 研究代表者の住所（自宅）を変更した場合

遅滞なくその旨を届け出ること。

ウ. 研究代表者又は研究分担者の所属機関を変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）した場合

変更後の所属長の承諾書を添えて、遅滞なくその旨を届



け出ること。

(8) 翌年度への補助金の繰越し

当該事業年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により、年度内に補助事業が完了しない見込みとなった場合には、「厚生労働科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」（平成16年1月29日科発第0129002号厚生科学課長決定）に基づき手続きを行うこと。

(9) 報告に係る手続き

① 実績報告書の提出

翌年度の5月31日までに事業実績報告書を厚生労働大臣等に提出すること。ただし、取扱規程第12条第1項第9号の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣等の承認を受けた場合（同条第2項における承認を受けた場合を含む。）には、当該承認通知書を受理した日から起算して1箇月を経過した日までとする。

② 翌年度への補助金の繰越しを行った場合の実績報告書の提出

補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、事業年度終了実績報告書を厚生労働大臣等に提出すること。

③ 収支報告書の提出

研究代表者が取扱規程第17条第1項の規定により厚生労働大臣等から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から30日以内に、別に定めるところにより、収支報告書を厚生労働省担当部局又は研究費配分機関に提出すること。

(10) 取得した財産の処分

補助金により取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が30万円以上のものについては、「厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて」（平成14年6月28日厚科第0628003号厚生科学課長決定）に基づき処

理すること。

(11) その他

上記(1)から(10)の他、直接経費の管理及び適正な執行のために必要な事項について、適宜実施すること。

5 その他

事務委任に係る事務の流れについては、別添を参照すること。

(別添)

#### 事務委任に係る事務の流れについて

- 1 厚生労働省等から研究代表者に対して「厚生労働科学研究費補助金国庫補助の交付基準額等について」が通知される。
- 2 研究者は、各所属機関の長へ事務を委任する。
- 3 各所属機関の長は、承諾する旨を研究者に通知する。
- 4 研究分担者は、事務の委任について承諾があった旨を、研究代表者に報告する。
- 5 研究代表者は、研究代表者の所属機関の長に対する委任状の写し及び所属機関の長の承諾書の写しを添えて、厚生労働大臣等に交付申請書を提出する。  
※なお、交付申請書のうち、経費所要額調書は、研究代表者と研究代表者の所属機関の長が協議のうえ、作成する。
- 6 厚生労働大臣等から研究代表者に対して交付決定が通知され、厚生労働科学研究費補助金が交付される。
- 7 研究代表者は、所属機関の長へ6の補助金全額の管理及び経理を依頼する。
- 8 研究代表者の所属機関の長は、研究代表者の依頼により、研究分担者へ補助金の配分を行った場合については、各研究分担者から事務の委任を受けた各所属機関の長に対し、直接経費の管理及び経理を依頼する。
- 9 各所属機関の長は、他の経理と区分して、収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、経理担当課等において適正に直接経費の管理及び経理を行う。
- 10 研究代表者の所属機関の長は、収入及び支出内容に関する証拠書類を整理し、9の帳簿とともに、当該事業の完了後5年間保存する。
- 11 研究代表者の所属機関の長は、各年度ごとに、研究分担者の経理報告書及び証拠書類を取りまとめ、当該事業の完了後5年

間保存する。

- 12 研究代表者の所属機関の長は、10 及び 11 に基づき、事業実績報告書の「経費所要額精算調書」を作成する。研究代表者は、これを含めた事業実績報告書を作成し、厚生労働大臣等に提出する。
- 13 厚生労働大臣等から研究代表者に対して、確定通知書が送付される。
- 14 研究代表者の所属機関の長は、研究代表者が確定通知書を受けた日から30日以内に、収支報告書を厚生労働省担当部局又は研究費配分機関に提出すること。